

# 審査請求できる期間等が変更になりました

## 審査請求制度とは

雇用保険では、ハローワークが行った「被保険者となった（または被保険者でなくなった）ことの確認」や「失業等給付に関する処分」に不服がある場合は、都道府県労働局に配置された雇用保険審査官に対して審査を申し出ることができます。これを「審査請求」といいます。

## 審査請求制度の改正について

行政の処分に関する不服申立制度について、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から行政不服審査法の改正が行われ、平成28年4月に施行されたことに伴い、雇用保険に関する審査請求についても、審査請求期間の変更（延長）、不服申立の二重前置の廃止等の改正が行われました。

### ■ 審査請求期間の変更

#### これまで

処分のあったことを知った日の翌日から**60日以内**



#### これから

処分のあったことを知った日の翌日から**3か月以内**

### ■ 審査請求と処分の取消しの訴えとの関係の変更

#### これまで

審査請求に対する決定後、再審査請求の裁決を経た後でなければ訴えを提起することができない



#### これから

審査請求に対する決定を経た後に訴えを提起することが可能

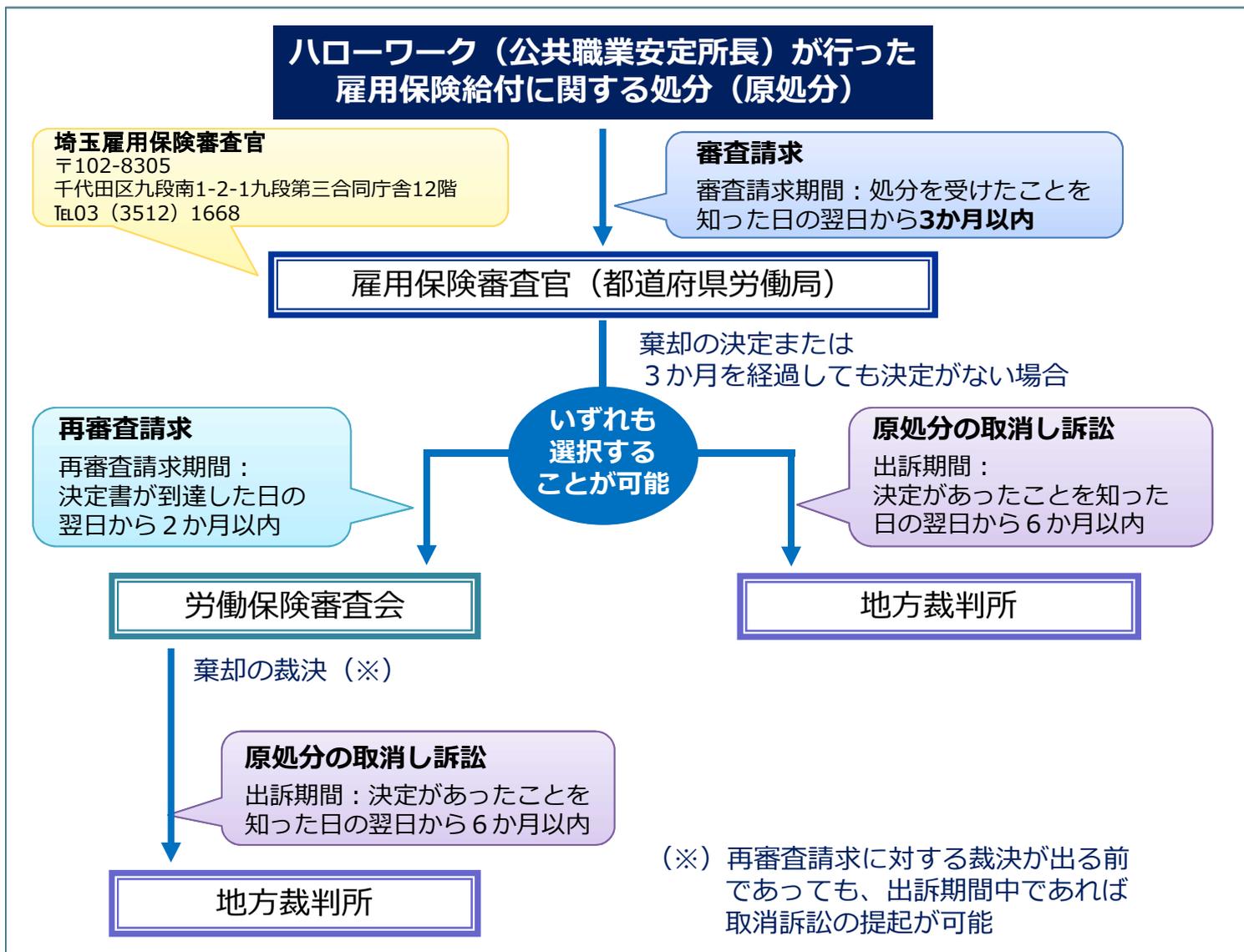
- ※ 平成28年4月1日以降にされた処分が変更の対象になります。
- ※ 審査請求を行う場合には、ハローワークを通じて、または都道府県労働局の雇用保険審査官に直接その旨を申し出てください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

## 参考1 雇用保険に関する審査請求制度の主な改正点について

- ① 不服申立の二重前置の廃止  
→再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能
- ② 審査請求期間の延長  
→現行の60日から3か月に延長
- ③ 標準審理期間の設定（※）  
→審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める  
（※）改正の影響を考慮し、今後定めていくこととしています。
- ④ 審査請求手続の計画的進行の創設  
→審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するよう努める
- ⑤ 口頭意見陳述の充実化  
→利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分庁に対して質問をすることができる
- ⑥ 特定審査請求手続の計画的遂行の創設  
→事件が複雑であることなどの理由で、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続を計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続の申立に関する意見の聴取を行う
- ⑦ 審査請求人等による物件の閲覧  
→審査請求人等は、提出された文書や、その他の物件の謄写を求めることができる

## 参考2 雇用保険の審査請求手続の流れ



- ※ 平成28年4月1日以降にされた原処分について審査請求を行う場合の流れになります。
- ※ 決定または裁決したことを知った日のいかにかわらず、決定または裁決のあった日から1年を経過した場合、取消し訴訟は提起できなくなります。